総務委員会速記録第十号

2016年10月6日

出席議員　十五名

委員長　加藤　雅之君
副委員長　西沢けいた君
副委員長　柴崎　幹男君
理事　石川　良一君
理事　鈴木　隆道君
理事　清水ひで子君

おときた駿君
まつば多美子君
木村　基成君
大場やすのぶ君
近藤　　充君
新井ともはる君

中山　信行君
秋田　一郎君
曽根はじめ君

欠席委員　なし

出席説明員

青少年・治安対策本部	本部長	廣田　耕一君
	総合対策部長オリンピック・パラリンピック調整担当部長兼務	延與　　桂君
	青少年対策担当部長	稲葉　　薫君
	治安対策担当部長	臼井　郁夫君
総務局	局長	多羅尾光睦君
	危機管理監	田邉揮司良君
	次長理事兼務	榎本　雅人君
	総務部長企画担当部長首都大学調整担当部長 尖閣諸島調整担当部長 オリンピック・パラリンピック調整担当部長兼務	小暮　　実君
	訟務担当部長	江村　利明君
	復興支援対策部長	菊地　俊夫君
	復興支援調整担当部長 被災地支援福島県事務所長兼務	松崎　浩一君
	行政改革推進部長 自治制度改革推進担当部長兼務	佐々木秀之君
	都政改革担当部長	池上　晶子君
	都政改革担当部長	小笠原雄一君
	情報通信企画部長	久原　京子君
	人事部長	栗岡　祥一君
	労務担当部長	村岡　教昭君
	主席監察員	安藤　　博君
	行政部長	西村　泰信君
	区市町村制度担当部長	小菅　政治君
	総合防災部長	梅村　拓洋君
	防災計画担当部長	小林　忠雄君
	防災対策担当部長	和田　慎一君
	統計部長	伊東みどり君
	人権部長	箕輪　泰夫君
選挙管理委員会事務局	局長	福田　良行君

本日の会議に付した事件

意見書について

選挙管理委員会事務局関係
- 付託議案の審査（質疑）
  - ・地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき専決処分した平成二十八年度東京都一般会計補正予算（第一号）の報告及び承認について

青少年・治安対策本部関係
- 付託議案の審査（質疑）
  - ・第百五十三号議案　東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

総務局関係
- 付託議案の審査（質疑）
  - ・第百五十四号議案　東京都知事の給料等の特例に関する条例
  - ・第百五十五号議案　特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
  - ・第百五十六号議案　市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
  - ・第百七十四号議案　公立大学法人首都大学東京に対する出資について
  - ・第百七十五号議案　公立大学法人首都大学東京定款の変更について

石川委員　私の方からも、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、何点かお伺いをさせていただきたいと思います。

地方公共団体のコミュニティサイクル導入の狙いは、公共交通機関の補完、地域の活性化、観光戦略の推進が挙げられております。その中で最も重要度の高い導入目的は観光戦略の推進にあると、国土交通省都市局街路交通施設課の資料の中でも明らかにされております。

国は、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックまで、現在の約倍の四千万人の外国人旅行者の我が国への来訪を目標にしているわけであります。特に、今後、観光地を中心に外国人観光客の自転車利用が活発化していくことが見込まれるわけであります。現状でも、自転車シェアリングを中心に、海外からの観光客の自転車利用者もふえているものと推察をされることから、外国人向けの交通ルールの啓発もしっかりと行うべきと考えるわけでありますけれども、所見をお伺いいたします。

臼井治安対策担当部長　都は、自転車の交通ルール等を記載した自転車安全利用リーフレットの英語版を作成し、区市町村の窓口や日本語学校などを通じて配布しております。さらに今年度からは、英語、中国語など九カ国語に対応した映像教材を活用し、大型ビジョンに加え、民間航空会社の協力を得て機内モニターを通じた啓発も行っております。

本改正条例案には、新たに自転車貸付業者による利用者への啓発の努力義務を盛り込んでおり、都は事業者とも連携しながら、さまざまな手段を通じ外国人への交通ルールの啓発に取り組んでまいります。

石川委員　外国人観光客の増加と自転車シェアリング事業の拡大が相まって、外国人の自転車利用者への啓発の重要性は高まっていくものと思われます。特に、自転車の交通ルールがオーストラリアのように車と同一の国もあるわけでありますけれども、我が国の自転車の交通ルールは、走る場所をとっても、歩道なのか車道なのかわかりにくいものとなっております。また、ルールがあっても、なきがもののような状態も見受けられるわけであります。

英語版のリーフレットも用意をされているわけでありますけれども、今後は多言語対応も視野に入れていただきたいと思います。外国人にも、自転車の交通ルールの徹底重視のための施策に、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、今回の条例改正においても規定が追加されているヘルメットについてお伺いしたいと思います。

交通ルールを守っていても、事故に巻き込まれることがあります。そうした万一のとき、身を守ってくれるのがヘルメットなわけであります。

現状、自転車用ヘルメットの着用状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

臼井治安対策担当部長　民間のヘルメット製造会社の調査によりますと、子供を自転車に乗せる際に必ずヘルメットを着用させている保護者は約五一％、時々着用させている保護者は約一六％となっており、半分以上の保護者が自転車に同乗させる子供にヘルメットを着用させているとのことでございます。

一方、都市整備局が平成二十七年に実施いたしました十歳代から六十歳代を対象にしたアンケート調査では、ヘルメットを着用している方は約四％、着用するときとしないときがある方は約三％でございまして、約九三％の方はヘルメットを着用していないとのことでございます。

石川委員　確かに、子供のヘルメット着用は、特に地方都市などへ行きますと、学校単位で徹底している様子を目にすることもできるわけであります。

大人は、ロードバイクに乗った方がスポーツタイプのヘルメットをかぶっているのはよく見かけるわけでありますけれども、例えば高齢者の着用を推進していく上では、ヘルメットの形や色、使い勝手、持ち運びのよさ、そして値段も大きなポイントになるのではないかと思います。

ヘルメットの普及のためにも、都としても使い勝手のよい製品の開発を働きかけるべきだというふう

に考えますけれども、都の見解をお伺いいたします。

臼井治安対策担当部長　自転車乗用中の事故による死者のうち、約七割は頭部損傷が主因であることから、事故による被害軽減の観点からヘルメットの着用は重要でございます。

ヘルメットにつきましては、スポーツタイプのヘルメットのほかにも、一見すると帽子をかぶっているかのように見える帽子型のヘルメットなどもあり、さまざまな用途に合った製品が販売されております。

都はこれまでも、ヘルメットの着用促進の事業展開に当たりまして、製造者団体であるヘルメット工業会からヘルメットの寄贈を受けるなど連携して取り組んでおり、持ち運びしやすいタイプの製品開発につきましても要請しているところでございます。

石川委員　わかりました。確かに、帽子型のヘルメットであれば、高齢者の方も抵抗感なくかぶれるというふうに思うわけであります。また、持ち運びしやすいという視点では、折り畳んで小さくしまえるヘルメットなどの製品化が進むことを願っております。

ヨーロッパでは、目に見えないヘルメットで、ふだんは襟巻型、マフラーのような形になって、衝突直前に車のエアバッグのように出現する仕組みとなっているものなどが開発をされていると聞いております。ただ、難点は値段がかなり高いことであります。

自転車そのものが移動の手段ですから、自転車からおりて移動するときに、かさばって持ち運ぶのに手間がかかることも、利用を押しとどめる要因といえるわけであります。移動の際はかばんにおさまるような、折り畳みが可能で安価なヘルメットの開発をぜひ働きかけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

- -

石川委員　今までの質疑に若干重なる部分もあるかと思いますけれども、確認のために、知事の給料等の特例に関する条例について、改めてお伺いをさせていただきたいと思います。

今回の減額を実施する趣旨は何なのか、また、具体的な内容を確認させていただきたいと思います。

栗岡人事部長　知事は、選挙におきまして知事給与の削減を公約の一つに掲げ、当選しました。知事就任後、改めて、今後の都政改革に向けた決意と姿勢を示すために給与減額措置を実施することを表明し、今回、特例条例を提出してございます。

減額の具体的な内容は、本年十一月から来年七月までの間、毎月の給与と期末手当を五〇％減額するものでございます。

なお、事実上、知事就任時からの五〇％減額とするため、本年十一月から来年一月までの毎月の給与については一〇〇％減額としてございます。

石川委員　趣旨については、所信表明で述べられているとおりなわけであります。

それでは、今回の減額について、特別職報酬等審議会に諮問をして、答申を踏まえて実施すべきだというような意見もあるわけでありますけれども、見解をお伺いいたします。

栗岡人事部長　今回ご提案している知事給与の減額措置は、知事の本来の給与水準を引き下げるものではなく、今後の都政改革に向けた知事の決意と姿勢を示すために、あくまで特例として実施するものでございます。

一方、特別職報酬等審議会は、知事を初めとする特別職の報酬等の改定に際しまして、公平性、公正性をより一層高める観点から、社会経済情勢や民間賃金の動向等を勘案し、適正な報酬水準等について審議を行い、答申をいただいてございます。このような特別職報酬等審議会の性質を踏まえますと、今回のように知事の政治姿勢に基づき給与の減額措置を実施する場合は、本審議会への諮問にはなじまないものと考えてございます。

なお、過去にも、知事の給与につきまして、知事の判断により特例条例を制定した上で減額を実施した例はございますが、その際にも、同様の理由で本審議会への諮問は実施してございません。

石川委員　確かに、歴代の知事は、給料あるいは期末手当などの減額を実施しているわけであります。おのおの知事としての決意や姿勢を示すためのものだったわけであります。

　例えば鈴木俊一元知事の場合は、財政再建のための強い決意を示すということで、給料で約六年間にわたって五〇％削減し、期末手当も一年間にわたって五〇％削減をしたわけであります。また、青島、石原、猪瀬、舛添元知事も、おのおのの理由で給料、期末手当の減額を行っていることがわかりました。

　小池知事についても、所信表明で、都政改革への並々ならぬ強い決意、姿勢というものが示されたわけでありますけれども、私どもとしては、そのことに強く賛同するものでございます。

　よって、知事のこの改革に対する決意をしっかりと議会としても受けとめていく必要があるというふうに思っておりまして、同じく特別職であるところの議員についても、その報酬等について、削減、身を切る改革、そのことを前提としてしっかりとした議論を進めていく必要がある、このことを表明して質疑を終わらせていただきます。

　以上でございます。

- -

石川委員　平成二十七年度公立大学法人首都大学東京業務実績評価についてお伺いいたします。

　ご存じのように、公立大学法人首都大学東京は平成十七年四月に法人化をされまして、現在、第二期中期目標期間の最後の年に当たっているわけであります。そこで、そもそも原点に戻って、首都大学のあるべき方向性について、まず伺っておきたいと思います。

　地方独立行政法人法には、地方独立行政法人の定義として、公共上の見地から必要な事務事業のうち、民間の主体に委ねた場合には確実に実施が確保できないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立する法人とあります。

　大学の場合、民間の主体である学校法人も私立の大学を設置し、現に運営されているわけですが、首都大学東京が地方独立行政法人により運営をされているということは、先ほど述べた定義の観点からどのように考えたらよいのか、お伺いいたします。

小暮総務部長企画担当部長首都大学調整担当部長尖閣諸島調整担当部長オリンピック・パラリンピック調整担当部長兼務　公立大学法人首都大学東京は、東京都が定款におきまして、大都市における人間社会の理想像の追求という使命を定めまして、首都大学東京の設置、管理を行う法人として設立いたしました。

　平成二十八年第二回定例会で議決をいただきました次期中期目標におきましても、東京都が設立した高等教育機関ならではの教育研究を推進し、東京の未来へ貢献という目標を掲げております。子供の貧困に関する調査研究などを初め、都の各局との連携によります研究や人材育成面での協力など、さまざまな連携事業に取り組んでおります。

　首都大学東京の運営を民間に委ねた場合には、例えば、行政とのこうした連携が十分にとれなくなる、また、都民に教育の機会を広く提供するための授業料の設定が困難になるなどといった事態が生じるおそれがございます。そのため、知事による中期目標の設定や東京都からの運営費の交付など、強い公共性を持つ地方独立行政法人の仕組みによりまして首都大学東京を運営しているものでございます。

石川委員　地方独立行政法人であることにより、都政の喫緊の課題に関する研究や人材育成の協力など、都と連携した取り組みを一層推進することができるということと理解をしたわけであります。

　都の各局との連携とは、いわば都の施策と密接な関係にあり、都の施策を支援することも大きな役割と解することができるわけであります。そういう意味では、国立大学法人とも、私立の大学とも異なる特徴といえるわけであります。

　そこで、現在、都にとっての大きな課題として、二〇一九年ラグビーワールドカップの開催と二〇二〇年のオリンピック・パラリンピック競技大会があるわけであります。首都大学東京は、公立大学法人として、都と一体となって積極的にこれに取り組むべきと考えるわけでありますけれども、平成二十七

年度の取り組みについてお伺いいたします。

小暮総務部長企画担当部長首都大学調整担当部長尖閣諸島調整担当部長オリンピック・パラリンピック調整担当部長兼務　首都大学東京では、ボランティア活動を通じ、二〇二〇年東京大会などでも活躍できる豊かな人間性と独創性を備えたリーダーシップを発揮する人材を育成することにしてございます。平成二十八年一月にボランティアセンターを開設いたしまして、学生のボランティア活動の支援をより一層推進したところでございます。

また、障害者スポーツ支援の観点から、医療専門職を養成いたします健康福祉学部は、平成二十七年度からカリキュラムを充実させまして、初級障害者スポーツ指導員の資格取得認定校となりました。さらに、東京都のパラリンピック体験事業に協力するとともに、障害者スポーツ等に関する研究成果を広く都民に還元しているところでございます。

石川委員　昨年、現地視察をさせていただいたラグビーワールドカップ・イングランド大会の南アフリカチームのキャンプ地となったバーミンガム大学は、多くのものをワールドカップから得ることができたと、現地で直接話を聞くことができました。特に、大学の知名度の向上と、学生が国際大会のボランティア体験ができたことに大きな意義があったとしておりまして、大学側が五万ポンド負担したことに対して、十五万ポンド程度の価値があったという試算も示されているわけであります。

首都大学は、バーミンガム大学のようにキャンプ地ではありませんが、東京の調布にあります東京スタジアムは、開幕戦ほかの主要な試合が開催をされることになっており、首都大学も京王線沿線で同じ多摩地域にあり、会場にも近いわけであります。

また、二〇二〇年オリンピック・パラリンピック大会も、東京スタジアムや武蔵野の森総合スポーツ施設でも多くの競技の開催が予定をされております。

現在、組織委員会は、全国の大学と連携協定を締結し、二〇二〇年の大会に向け、さまざまな取り組みを進めているというふうに聞いておりますけれども、首都大学東京には、都が設立した大学として、今後とも、一歩進んで取り組んでいただくことを求めておきたいと思います。

そこで、大学の国際化について伺います。

世界中の人々が東京にやってくる二〇一九年ラグビーワールドカップ、二〇二〇年オリンピック・パラリンピック大会を見据え、首都大学東京は、これまでにも増して国際化に向けて取り組んでいくべきと考えますが、平成二十七年度の国際化の取り組みについて伺います。

小暮総務部長企画担当部長首都大学調整担当部長尖閣諸島調整担当部長オリンピック・パラリンピック調整担当部長兼務　首都大学東京では、平成二十七年度に国際化行動計画を策定いたしまして、教育、研究、キャンパスの国際化についての取り組みを加速させております。

例えば、学生の交換留学先の開拓を進め協定校を拡大するとともに、海外におけるプロモーション活動の充実、都市外交人材育成基金の枠組みを活用して受け入れた留学生の支援など、学生の海外派遣の拡大あるいは留学生の受け入れ促進に向けた取り組みを行ってございます。

また、大学の国際化を一層推進するため、国際化に対応する職員育成方針を策定いたしまして、目指すべき人材像及び職員育成に向けた具体的な取り組みを示すなど、教員や学生を支える職員の質の確保にも取り組んでいるところでございます。

石川委員　知事も所信表明の中で、将来を担う人材の育成も欠かせません、人生を切り開く力を身につけ、激動する世界にも目を向け活躍できる人材や、東京、ひいては日本の成長を支えるイノベーションを生み出す人材の育成が必要です、そのためには、英語など外国語力の強化や留学支援により、子供たちの内向き志向を打ち破り、世界に挑戦する気概を育むことや、科学技術立国を支える理数教育の充実を図らねばなりませんと述べております。

ここ数年の首都大学の海外派遣留学者数は百五十人から二百人程度であり、年々増加はしているものの、その七割程度は短期留学ということになっているわけであります。長期ビジョン等ともすり合わせをしながら、これらの数値を上げていく努力が求められるところでございます。引き続き、都の施策

とも連携しながら、さらに一層国際化に向けた取り組みを進めることを期待しておきたいと思います。

　次に、法人の財務運営について伺います。

　平成二十七年度は、六年間の第二期中期目標期間の五年目に当たりますが、第二期中期目標期間においては、都から法人に交付する運営費交付金に毎年度一％の効率化係数が掛けられているわけであります。この間の運営費交付金の推移についてお伺いいたします。

小暮総務部長企画担当部長首都大学調整担当部長尖閣諸島調整担当部長オリンピック・パラリンピック調整担当部長兼務　法人の収入決算のうち、都から交付した運営費交付金の額は、第二期中期目標期間の初年度でございます平成二十三年度は百七十二億八千七百万円でございました。平成二十七年度は百八十四億五千万円となってございます。

　運営費交付金のうち、経常的な運営経費には、第二期中期目標期間中、毎年度一％の効率化係数を設定しており、その分を減額しておりますが、運営費交付金には、これ以外に、年度の事情により経費が変動する退職手当などの特定運営費交付金があるほか、都の計画事業に係るものなど新たな取り組みには別枠で経費を措置しておりまして、法人の経営努力が行われていても、単純な減額にはなってございません。

石川委員　平成二十三年度と二十七年度の比較では、数字はふえていても、毎年度の一％の標準運営費交付金の効率化のための削減は実施をされているということがわかりました。

　平成二十九年度からは第三期中期目標期間が始まりますが、この第三期中期目標期間における効率化係数についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

小暮総務部長企画担当部長首都大学調整担当部長尖閣諸島調整担当部長オリンピック・パラリンピック調整担当部長兼務　平成二十八年第二回定例会でご議決いただきました第三期中期目標におきましては、効率化係数といった形では示してございませんが、法人がみずから財務状況を分析して効率化を推進するとともに、法人全体の収支構造を中長期的に見据えた今後の財政運営のあり方を確立していくよう求めております。

　六年間の法人の財政フレームにつきましては、第三期の初年度となります平成二十九年度の都の予算編成作業の中で検討することになります。

石川委員　標準運営費交付金の削減は、法人みずからの努力による効率化を促すために制度化されたものと理解をしております。都としても、交付金に何らかのキャップを張るなどの工夫も必要ではないかと思うので、今後の予算編成の中で、そうした観点から、原点を踏襲しながらの検討をしていただくことを求めておきたいと思います。

　法人の経営努力という点では、地方独立行政法人制度の特徴の一つとして、経営努力により生じた剰余金は、翌年度以降に法人が活用できる仕組みがあると聞いております。剰余金についてどのような仕組みとなっており、公立大学法人首都大学東京ではどのような内容に支出をしているのか、お伺いいたします。

小暮総務部長企画担当部長首都大学調整担当部長尖閣諸島調整担当部長オリンピック・パラリンピック調整担当部長兼務　地方独立行政法人法においては、法人は、毎年度の決算における剰余金のうち、知事が経営努力によるものとして承認した金額をあらかじめ中期計画に定めた使途に充てることができるとされております。

　公立大学法人首都大学東京におきましては、剰余金を教育研究の質の向上、学生生活の充実及び組織運営の改善に充てることとしておりまして、例えば、学生の海外短期派遣留学の支援など国際化の推進、一時保育施設の開設など女性を初めとする多様な構成員の支援などに活用してございます。

石川委員　首都大学東京には授業料の減免制度があり、経済的理由により授業料の納付が困難な者に、一定の所得基準を設けて授業料の免除を行っているわけであります。平成二十七年度の全額免除者は九百七十八人、半額免除者は五百八十七人であり、学生全体の八％程度となっています。

　しかし、授業料を免除されて、それだけで勉学に集中できる環境が整ったとはいえないわけであります。多くの学生が、補助教材の購入や生活費のためにアルバイトなどを行っているのが現実なわけであります。親の所得の格差が学ぶ環境の格差に結びつかない施策が求められるわけであります。知事も

所信表明で触れた都独自の給付型奨学金について、例えば剰余金の一部を活用するなど、首都大学東京でもぜひ検討していただきたいと思います。

剰余金は、経営努力として認められた場合に活用できるというものでございますけれども、経営努力としては、経費の節減だけではなくて、寄附金などの自己収入をふやす努力も必要ではないかというふうに考えます。

そこで、平成二十七年度の寄附金の受入額と、この間の受入額の推移についてお伺いをしたいと思います。

小暮総務部長企画担当部長首都大学調整担当部長尖閣諸島調整担当部長オリンピック･パラリンピック調整担当部長兼務　公立大学法人首都大学東京における寄附金には、企業等から特定の研究内容の奨励を目的に寄附される特定研究寄附金と、個人や団体から大学の学生教育や学術研究の充実、発展を目的に寄附される一般寄附金とがございます。

平成二十七年度におけます法人全体の受入額は、特定研究寄附金が約九千七百五十一万円、一般寄附金が約百八十二万円、この両者の合計で約九千九百三十三万円でございます。

第二期中期目標期間である平成二十三年度以降の実績を見てみますと、おおむね一億円前後で推移をしているということでございます。

石川委員　今、答弁がありました数字は、ほとんどが特定研究寄附金ということで占められているのが現実なわけであります。一般寄附金は、平成二十五年度は四十二万円、二十六年度は四百三十九万円、二十七年度は百八十二万円にとどまっているわけであります。

私立大学は、これからの少子化時代を見越して、特にＯＢを中心に寄附金集めの努力を血のにじむ思いで行っているというのが実態なわけであります。こういった卒業後も母校を支える行動が母校愛にもつながり、また、母校の知名度アップにもつながるわけであります。

都立大学など前身の大学も含めますと、卒業生も七万五千人もいるわけで、先ほどの世界ランキングでは四百位台、国内では十位台ということですけれども、この寄附金の金額は、場合によると下から数えた方が早いぐらいの金額ではないかなと。一人当たりに換算すると幾らなんて、やぼなことはいいませんけれども、これからの大学運営に当たっては、やはり寄附金というのは非常に重要な地位を占めていくことが当然なわけであります。

あわせて、教育研究の充実やブランド力の向上等にさらに努力をすることを期待して、質問を終わります。